

申告相談が始まります

2月12日(水)～3月14日(金)

平成26年2月12日(水)から住民税、国民健康保険税及び所得税の申告相談が始まります。

この申告は、平成26年度の町県民税・国民健康保険税の賦課資料となるほか、保育料などの算定や福祉・医療などの各種サービス利用時の基礎資料になります。

申告が必要となる方は、日程や必要書類などを確認の上、申告期間内に申告を済ませてください。
(※富地区申告会場が、今年度より変更になっていますのでご注意ください。)

申告が必要な方

平成26年1月1日現在、鏡野町に住所を有し、次のように該当する方
●事業所得(営業・農業)、不

動産所得、配当所得、雑所得(個人年金など)、一時所得(保険の満期や解約)などがあった方、土地や建物を譲渡した方など。

●給与所得があつた方で、次に該当する方

●給与所得以外の所得がある方
●2か所以上から給与を受ける方

●日雇い・アルバイト等で、勤務先で年末調整を受けていない方

●医療費控除・雑損控除・社会保険料控除・扶養控除などの各種所得控除を受ける方

●国民健康保険に加入している方(毎年所得の申告が必要です。所得のない方や、収入が遺族年金・障害年金だけの方についても「所得がない」旨の申告が必要です。申告のない場合には、軽減措置が受けられません。)

申告手続に必要なもの

印鑑

各所得の計算に必要な書類

●給与所得・年金所得のある方
●給与・公的年金等の源泉徴収票
●事業所得(営業・農業)・不動産所得等のある方・帳簿書類等

●譲渡(土地・山林等)所得のある方・契約書や販売金額明細書等

●その他(一時所得・雑所得等)のある方・それぞれの収入の支払調書等

各種所得控除を受ける際に必要な支払証明書や領収書

●生命保険・損害保険料控除:支払った保険料の証明書や領収書

●寄付金控除:領収書・証明書
●障害者控除:障害者手帳、療育手帳など

農業所得の申告は

●中山間地域等直接支払交付金・経営所得安定対策支払交付金も対象です。
●新しく農機具を購入した場合は、購入日と金額のわかる書類を持参してください。

●肉用牛を売却した人は、肉用牛の販売証明書が必要です。

お問い合わせ先

鏡野町 住民税務課

直通電話

(0868)54-2985